

業務部速報



No. 33

発行 25. 8. 7

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」 申2号 に関する説明申し入れ(その2) 第4回団体交渉を行う! ②

【人事・賃金制度の見直し】

34. 企業型確定拠出年金の休職時の取り扱いおよび定年退職以外の退職時における取り扱いを明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・月の1日から末日まで病気休職、育児休職、介護休職、刑事休職、ボランティア休職及びキャリアデザイン休職であった場合の当該月の会社拠出金月額は企業型確定拠出年金規程別表第1第1項に定める額の半額とし、月の1日から末日まで配偶者帯同休職及び公職休職であった場合の当該月の会社拠出金月額は1,000円とする。
- ・60歳前に退職した場合は、60歳まで原則受け取れない。
- ・懲戒解雇など解雇処分となった場合は、3年未満は全額返金になる。現在の社員は、企業型確定拠出年金に移管の際に入社期間が通算される。

35. 遺族特別補償を100万円増額する理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・退職手当の廃止に伴い増額することとした。

36. エルダー社員制度を見直す理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・定年年齢引き上げに伴い廃止する。
- ・基本賃金の地域区分が変わることで、極一部の方が賃金がある場合があると認識している。

39. 経過措置を5年にする理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・今回の制度改正後、65歳までの総収入が増額になる。一部減額となる方も、改正後概ね5年間で、ベアや昇給等で解消されると考えている。

【その他】

1. 事業本部設置後の各種クラブの活動について明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・各クラブの人数などにもよるので、各クラブと議論して柔軟に対応していきたい。
- ・代表者と連携して支援していきたい。

③に続く